

平成23年11月1日より

# 日韓AEO相互承認

## が実施されます。

韓国とのAEO相互承認の実施にあたり、日本のAEO輸出入者の皆様は、以下の方法で、韓国の税関手続で相互承認のメリットを受けることができます。

日本のAEO輸出入者の方は、ご自身が日本のAEO制度で認定されたAEO輸出入者であることと皆様の日韓AEO相互承認用コードを韓国の取引相手にお知らせ下さい。

※日韓AEO相互承認用コードは、各税関のAEO制度担当からお知らせ致します。  
韓国の取引相手である輸出入者が韓国での輸入手続の際に皆様の情報を入力することで、皆様の貨物が韓国の輸入手続において、相互承認のメリットを受けることができます。

韓国のAEO輸出入者と取引を行う日本の輸出入者の皆様は、以下の方法で、日本の税関手続で相互承認のメリットを受けることができます。

日本の輸出入者の皆様が取引を行う韓国の輸出入者がAEO輸出入者である場合には、韓国のAEO輸出入者が保有する12桁のコード(参考1)をその韓国のAEO輸出入者に確認し、ルール(参考2)に従って組み替えたコードを日韓AEO相互承認用コードとして日本での輸入手続の際にNACCSの海外仕出人・仕向人コード欄に入力して下さい。

【参考1:韓国のAEO輸出入者が保有するコード(12桁)の体系】  
“KRAEO” + 数字7桁 (例:KRAEO1210123)

【参考2:日韓AEO相互承認コード組み換えルール】※次ページ参照  
1桁目を“A”、2~8桁目を数字7桁、9,10桁目を“KR”、11,12桁目を“00”とする。  
(11,12桁目は、数字の「ゼロ」)  
(例): KRAEO1210123 → A1210123KR00

日韓AEO相互承認の内容については、

[http://www.mof.go.jp/customs\\_tariff/trade/facilitation/ka230520.htm](http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/facilitation/ka230520.htm)  
を参照下さい。

## 相互承認用コード作成ルール

韓国の  
AEO輸出入者が  
保有するコード

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
規則	K	R	A	E	O	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>	N <sub>3</sub>	N <sub>4</sub>	N <sub>5</sub>	N <sub>6</sub>	N <sub>7</sub>

(注)Nは数字です。

組換作業

桁数						2	3	4	5	6	7	8
規則	K	R	A	E	O	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>	N <sub>3</sub>	N <sub>4</sub>	N <sub>5</sub>	N <sub>6</sub>	N <sub>7</sub>

(1桁目挿入)

A

(9~12桁目挿入)

K R O O

NACCS入力用  
相互承認用コード  
(組み換え後)

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
規則	A	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>	N <sub>3</sub>	N <sub>4</sub>	N <sub>5</sub>	N <sub>6</sub>	N <sub>7</sub>	K	R	O	O

(注)11,12桁目は、「ゼロ」です。

ご不明な点は、各税関のAEO制度担当までお問い合わせ下さい。

函館税関	電話:0138-40-4254
東京税関	電話:03-3599-6343
横浜税関	電話:045-212-6125
名古屋税関	電話:052-654-4169
大阪税関	電話:06-6576-3391
神戸税関	電話:078-333-3071
門司税関	電話:050-3530-8312
長崎税関	電話:095-828-0126
沖縄地区税関	電話:098-862-9291